

銀行の経営破綻と信用秩序の維持

山野 勲

1997年11月に三洋証券がコール市場で債務不履行を起こして破綻したことが引き金となり、北海道拓殖銀行と山一証券が連鎖破綻して信用秩序が大きく動揺した。その結果、預金者と短期金融市場の動揺を防止するために、大蔵大臣と日本銀行総裁が「金融システムを守る」という異例の緊急談話を発表する事態になった。¹⁾

銀行（預金取扱金融機関）の経営破綻は、破綻の影響を喰い止める防止装置（信用秩序維持手段）が欠如していたり、その機能が不十分であれば、信用秩序の動揺や破綻を引き起こし、金融の機能不全に基づく深刻な打撃を経済全体に与える。

本稿では、97年11月に始まる信用秩序の動揺を踏まえて、銀行の経営破綻とその影響、信用秩序の動揺・破綻のメカニズム、個別銀行の破綻防止策と銀行システムの安定化策について検討する。

1. 銀行の経営破綻とその影響

(1) 破綻銀行の定義

預金保険法第二条4項によると破綻銀行（破綻金融機関）とは①業務もしくは財産の状況に照らし、預金等の払い戻しを停止するおそれのある銀行、または②預金等の払い戻しを停止した銀行をいう。

(2) 近年における銀行の経営破綻

資金繰りがつかなくなったり債務超過になって銀行が破綻すると、預金者を保護するために健全銀行が破綻銀行を吸収合併したり、事業の譲渡を受け等々の破綻処理が行われる。

破綻処理には多額の資金（＝損失²⁾－自己資本－有価証券・不動産の含み益）がかかる。そのため、銀行の破綻処理は通常、預金保険機構（預金保険法に基づいて1971年に設立された信用秩序維持を目的とする特別法人）の資金援助³⁾を受けて行われる。預金保険機構の資金援助を受けての破綻処理は、95年以降急増し、97年11月末までに19件行われており、5億円から1兆340億円の資金が事業を継承する銀行に援助されている（図表1）。

図表1 預金保険機構が資金援助した破綻処理の事例（予定を含む）

発表年月	破綻金融機関	処理の概要（実施日）	預金保険機構からの資金援助
91年7月	東邦相銀	伊予銀行が吸収合併（92.4）	貸付 80億円
92年4月	東洋信金	三和銀行が吸収合併（92.10）	金銭贈与 200億円
93年5月	釜石信金	岩手銀行に事業譲渡（93.10）	金銭贈与 260億円
6月	大阪府民信組	信組大阪弘容が吸収合併（93.11）	金銭贈与 199億円
94年9月	信組岐阜商銀	信組関西興銀が吸収合併（95.3）	金銭贈与 25億円
12月	東京協和・安全信組	東京共同銀行を設立して事業譲渡（95.3）	金銭贈与 400億円
95年2月	友愛信組	神奈川県労金へ事業譲渡（95.7）	金銭贈与 28億円
7月	コスモ信組	東京共同銀行へ事業譲渡（96.3）	金銭贈与 1,250億円
8月	木津信組	東京共同銀行を改組した整理回収銀行へ事業譲渡（97.2）	金銭贈与 10,340億円
8月	兵庫銀行	みどり銀行を設立して事業譲渡（96.1）	金銭贈与 4,730億円
12月	福井県第一信組	福井銀行へ事業譲渡（96.8）	金銭贈与 5.18億円
12月	大阪信組	整理回収銀行に事業譲渡して、東海銀行と合併（97.1）	金銭贈与 1,697億円 資産買取 829億円
96年3月	太平洋銀行	わかしお銀行を設立して事業譲渡（96.9）	金銭贈与 1,170億円
4月	山陽信組	淡陽信組に事業譲渡（96.11）	金銭贈与 129億円 資産買取 33億円
4月	けんみん大和信組	淡陽信組に事業譲渡（96.11）	金銭贈与 108億円 資産買取 38億円
11月	三福信組	整理回収銀行に事業譲渡（97.4）	金銭贈与 262億円
11月	阪和銀行	紀伊預金管理銀行を設立して事業譲渡（98.1）	金銭贈与 849億円 資産買取 2,086億円
97年3月	阪神労働信組	兵庫県信組に事業譲渡（97.11）	金銭贈与 37億円 資産買取 4億円
4月	北九州信組	福岡銀行に事業譲渡（97.11）	金銭贈与 40億円 資産買取 38億円
4月	神奈川県信組	横浜銀行に事業譲渡（97.11）	金銭贈与 192億円 資産買取 232億円
4月	東海信組	大垣共立銀行に事業譲渡（98.2）	金銭贈与 155億円

4月	土岐信組	十六銀行に事業譲渡 (98. 1)	資産買取	23億円
			金銭贈与	43億円
			資産買取	11億円
5月	朝銀大阪信組	朝銀近畿信組に事業譲渡 (98. 2)		未定
5月	田辺信組	さくら銀行に事業譲渡 (未定)		未定
10月	京都共栄銀行	幸福銀行に事業譲渡 (未定)		未定
11月	北海道拓殖銀行	北洋銀行に事業譲渡 (未定)		未定
11月	徳陽シティ銀行	仙台銀行に事業譲渡 (未定)		未定

(出典) ニッキン 96年4月5日, 11月29日, 97年10月31日, 日本経済新聞 97年2月15日98年1月15日, 日経金融新聞 96年7月23日, 97年11月14日, 金融年報編集委員会『金融年報』平成8年版,p.90より作成。

預金保険機構の資金援助を受けて破綻処理を行うと、出資者の責任が問われ出資金が没収になるという問題がある。信用金庫の場合、出資者の多くは預金者でもあるため出資金の没収では信用不安を引き起こす懸念がある。そのため、信用金庫業界は信用金庫の破綻処理を預金保険機構の資金援助を受けず業界内で行う方針を決定しており、そうした破綻処理が96年4月から9月までに5件行われている(図表2)。⁴⁾

図表2 預金保険機構の資金援助を受けない破綻処理の事例

	破綻金融機関	処理の概要 (実施日)
96年4月	能代信金	大曲信金が合併 (97. 3)
	浅草信金	朝日信金が合併 (96.10予定)
	青森信金	北奥羽信金が合併 (96. 8 予定)
	行橋信金	北九州八幡信金に事業譲渡 (96.10予定)
9月	武蔵野信金	王子信用金庫など都内6信金に事業譲渡 (97. 3 予定)

(出典) 日経金融新聞 96年4月22日, 金融年報編集委員会『金融年報』平成8年版,p.104より作成。

(3) 銀行の破綻と信用秩序の動揺・破綻

銀行が破綻すると、株主・出資者は出資金、預金者は預金、借り手は取引銀行、銀行間市場における資金の貸し手(投資信託会社, 生命保険会社, 銀行等の機関投資家)は貸出債権、従業員は職を失う可能性がある。

そのため個別銀行が破綻した場合、その影響を喰い止める防止装置(信用秩序維持手段)が欠如していたり機能が不十分であれば、株主、預金者、機関投資家等の不安心理が高まって“銀行の選別”が始まり、経営不振銀行を

中心に「預金取り付け」, 「株価の大幅下落」, 「銀行間市場での資金調達不能」等が発生する(信用秩序の動揺)。最悪の場合, こうした事態が健全銀行を含む銀行システム全般に広がり, 多数の銀行が連鎖破綻する(信用秩序の破綻)。

つぎに, 信用秩序が動揺・破綻した事例をみてみよう。

イ. 1927年3月～4月の信用秩序破綻

わが国では, 1927年3月～4月に信用秩序が破綻した例があり, これがいわゆる「昭和金融恐慌」である(図表3)。

図表3 1927年3月～4月の信用秩序破綻

昭和金融恐慌 (預金取り付けが全国に広がり, 1927年3月14日～4月25日の間に32行 ⁵⁾ が休業に陥った)		
経	1.24 今治商業銀行休業 1.31 深谷商業銀行休業 2.23 徳島・徳島貯蓄両行休業 3.14 片岡蔵相, 衆議院予算委員会において東京渡辺銀行が破綻したと発言(金融恐慌の発端となる) 3.15 東京渡辺・あかぢ貯蓄両行休業 3.19 中井銀行休業 3.22 京浜地方の諸銀行休業(中沢・村井・八十四・左右田等, 第1次動揺のピーク) 4.8 第六十五銀行休業, 神戸市内銀行取付け発生, 株式市場は恐慌相場を呈する。 4.18 台湾銀行, 台湾島内店舗を除き休業 4.18 近江銀行休業(関西地方, 小銀行の休業続出) 4.21 十五銀行休業, 各地の取付けピークに達する 4.21 市中銀行, 政府の要望もあり22日・23日の両日自主的に臨時休業することを決定 4.22 私法上の金銭債務の支払延期及手形等の権利保存行為の期間延長に関する件(3週間のモラトリアム実施に関する緊急勅令<支払延期令>)公布施行(25日, 朝鮮・関東州・樺太にも適用) ⁶⁾ 4.25 金融機関営業再開, 各地の状況平穏 5.9 台湾銀行休業店舗営業再開 5.13 モラトリアム解除	
原因等	1. 実体経済情勢	・第1次大戦後の反動恐慌とその後の慢性不況
	2. 銀行経営	・信用リスクの拡大—大口融資先の経営悪化 ・流動性リスクの拡大—無担保コール等市場原入に過度に依存 ・公的当局の救済への安易な期待に基づく節度等喪失
	3. 銀行に対する事前的規制・監督	・規制・監督の不備
	4. 事後的措置	・預金保険不存在 ・日銀貸出への過度の依存とその後の打ち切り
<参考> 当該事件の教訓等に基づくその後の対策	・銀行整理・合同促進 ・銀行法制定(28年1月) —営業免許制, 最低資本金 —他業の禁止 —銀行監督・検査権限定 ・日銀考査開始(28年3月)	

(出典) 木下正俊(1985)「銀行経営と信用秩序」日本銀行金融研究所『金融研究』第4巻第2号, p.56, 日本銀行金融研究所(1993)『日本金融年表』日本信用調査(株)出版部より作成。

昭和金融恐慌は第1次大戦後の反動恐慌とその後の慢性不況の中で、悪化した企業経営を金融面から支えているという状況下で起きた。⁷⁾その影響は以下のようにきわめて深刻なものであった。

「昭和2年4月から5月にかけて3週間のモラトリアム（支払延期令）が実施されたこと、金融界の混乱沈静後、資金偏在（大銀行への預金集中）の傾向が著しくなったことは、金融の不円滑を招きそれが商取引を停滞させた。なかでも中小企業は資金調達・取引決済が困難な状況に陥り、機業地では休業や操業短縮を行わざるをえなかったという例が少なくなかった。しかも昭和2年は輸出もまた不振であったから、その影響も加わって、同年の景況はいっそう下降し、物価も下落した。」⁸⁾

この事例は、実体経済の不安定な時期に信用秩序が破綻したことと、信用秩序が破綻すると、①金融の不円滑（中小企業の資金調達難等）、②企業取引の停滞、③景況の悪化という経路で実体経済に深刻な影響が及んだことを示している。

ロ. 1997年11月～12月の信用秩序の動揺

80年代後半（バブル期）の不動産や株式に依存した銀行経営は、90年以降の株価・地価の大幅下落と長期にわたる景気低迷のため、大量の不良債権を発生させた。97年には多くの銀行がこうした不良債権の償却・引当と98年4月に導入される早期是正措置への対応に追われていた。そうしたなかで11月3日の三洋証券の破綻が引き金となり、信用の低下していた北海道拓殖銀行がコール市場から資金が調達できなくなり破綻した。

拓銀の破綻とそれに続く山一証券の連鎖破綻が信用不安を極度に増幅したため、銀行間市場では“貸出先選別”の動きが広がり、株価の急落する銀行が続出した。このため、預金者の不安も高まり、一部の銀行で預金の取付も発生する異常事態となった。その結果、同月26日、大蔵大臣と日本銀行総裁は「異例の緊急談話（預金等の全額保護と銀行間取引などの安全の確保の表明）」を発表するとともに、短期金融市場に資金を徹底供給して預金者と短期金融市場の動揺を抑える決意を示さざるを得ない事態となった。

28日になると、日本銀行の大量資金供給が功を奏してようやく動揺が沈静化の方向に向かった。しかし、信用秩序の動揺は98年4月に導入予定の「早

期是正措置」の影響もあって銀行の貸出能力と銀行貸出に依存している企業の信用度を大幅に低下させた。そのため、12月になると信用度の低い企業を中心とした銀行の貸し渋り・融資回収が一段と厳しくなり、貸し渋り・融資回収→企業倒産の増加→不良債権の増加→さらなる貸し渋り・融資回収へと悪循環する様相を見せた。

その結果、政府・自民党は金融システム安定化対策として30兆円（98年度一般会計予算の38%に相当する）の公的資金投入枠（預金保険機構に10兆円の国債を交付し、20兆円の政府保証付き借入枠を設定）を設けることを発表せざるを得なくなった。これにより、金融システムの安定を回復するために最大30兆円の財政負担（国民負担）をすることになった（図表4）。

図表4 1997年11月～12月の信用秩序動揺

97年11月3日～12月末。銀行2行と証券会社2社の破綻が連鎖したため、銀行間市場が大幅に動揺し、一部の銀行で取り付けが起きた。	
経	4. 25 日産生命破綻（業務停止命令）。
	8. 15 小川証券破綻（自主廃業）。
	10. 7 越後証券破綻（廃業と解散を決議）。
	10. 14 京都共栄銀行が破綻（幸福銀行に営業譲渡）。
	11. 3 三洋証券破綻。同社のコール市場における債務不履行が金融システム不安を増幅。
	11. 17 北海道拓殖銀行が資金調達不能となり破綻（北洋銀行等に営業譲渡）。
	11. 17 日銀は拓銀に対し特融を実施。
	11. 21 山一証券破綻（24日に自主廃業を届け出）。
	11. 25 日銀が経営破綻した山一証券に特融を実施。
	11. 25 インターバンク市場で貸出先を選別する動きが広がる。
	11. 25 紀陽銀行頭取が緊急会見を開き、経営不安説を否定。
	11. 26 徳陽シティ銀行破綻（仙台銀行などに営業譲渡）。日銀は同行に特融を実施。
	11. 26 三塚蔵相、松下日銀総裁の「金融システムを守る」という緊急談話発表。
	11. 26 大蔵・日銀が紀陽銀行の経営不安否定。
	11. 26 広島銀行は同行の株価がストップ安となったことについて「市場の過度な反応」とした緊急コメントを発表。
	11. 26 足利銀行が同行の株価急落のため、リストラ策を急ぎよ発表。
	11. 26 京葉銀行が同行の株価の大幅な下落を受け、証券取引等監視委員会に原因究明の調査を要請。
	11. 26 日本長期信用銀行がスイス銀行との提携解消のうわさは事実無根とコメントを発表。
	11. 26 安田信託銀行が富士銀行等の協力を得て経営基盤を強化すると発表。
	11. 26 大和証券が同社の株価急落を受けて、簿外債務を否定し、資金繰りに問題ないと発表。
11. 27 日銀は不安回避のため、過去最大規模の1兆2千億円の資金供給を実施。	

過	<p>11. 28 日銀は不安回避のため、3兆7千億円という空前の規模の資金供給を実施。短期金融市場の動揺はひとまず沈静化。</p> <p>12. 1 橋本首相が衆院予算委員会において「公的資金で預金者保護」を表明。</p> <p>12. 1 堀内通産相が衆院予算委員会において「株価下落で大手行は自己資本比率を維持するため最大で30兆円貸出を圧縮しなければならなくなっている」と述べる。</p> <p>12. 5 全国銀行の問題債権（実質的な不良債権）が貸出総額の14%（公表不良債権の3.1倍）と判明。</p> <p>12. 9 経済企画庁が12月の月例経済報告で景気判断を大きく後退させる。</p> <p>12. 10 堀内通産相が政府系金融機関を活用した総合的な貸し渋り対策を発表。</p> <p>12. 15 12月の日銀短観で、企業の景況感、企業の資金繰り、金融機関の貸出態度の大幅悪化が発表される。</p> <p>12. 15 自民党が「金融システム安定緊急対策」を発表。</p> <p>12. 17 橋本首相は景気対策として2兆円の特別減税を発表。</p> <p>12. 17 政府は預金保険機構の日銀などからの政府保証付き借入限度額を1兆円から10兆円に拡大する方針を決定。</p> <p>12. 18 東証1部上場の食品商社、東食が更正法申請（取引銀行が資金回収を早めたことでメインバンクが支援を断念）。</p> <p>12. 22 東京株式市場で日経平均株価が大幅続落し、1万5千円を割り込む。</p> <p>12. 22 三塚蔵相が全国銀行協会連合会の佐伯会長に「貸し渋り」解消を要請。</p> <p>12. 22 三塚蔵相が98年4月に導入する「早期是正措置」の運用を大幅に弾力化すると表明。</p> <p>12. 24 政府・自民党が総額30兆円の公的資金投入枠を設けることを柱とする「金融システム安定化策」を発表。</p>						
原因等	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="247 1198 526 1265">1. 金融環境</td> <td data-bbox="542 1198 1364 1265">・早期是正措置を98年4月に導入。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="247 1265 526 1310">2. 実体経済情勢</td> <td data-bbox="542 1265 1364 1310">・90年以降の株価・地価の大幅下落とその後の長期にわたる景気低迷。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="247 1310 526 1388">3. 銀行経営</td> <td data-bbox="542 1310 1364 1388"> <ul style="list-style-type: none"> ・株式や不動産に依存した銀行経営 ・不良債権の増加 </td> </tr> </table>	1. 金融環境	・早期是正措置を98年4月に導入。	2. 実体経済情勢	・90年以降の株価・地価の大幅下落とその後の長期にわたる景気低迷。	3. 銀行経営	<ul style="list-style-type: none"> ・株式や不動産に依存した銀行経営 ・不良債権の増加
1. 金融環境	・早期是正措置を98年4月に導入。						
2. 実体経済情勢	・90年以降の株価・地価の大幅下落とその後の長期にわたる景気低迷。						
3. 銀行経営	<ul style="list-style-type: none"> ・株式や不動産に依存した銀行経営 ・不良債権の増加 						

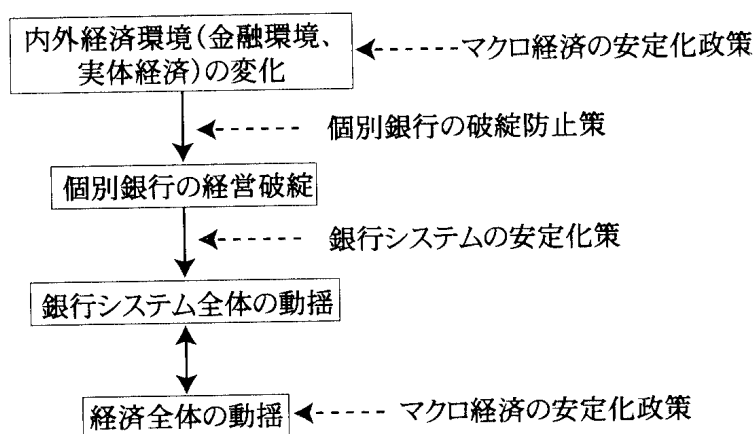
(出典) 日本経済新聞 97年4月25日～12月24日、ニッキン 97年11月28日より作成。

この事例は、①実体経済が不安定で金融環境の変化が起きた時期に銀行経営が不安定化したことと、②信用秩序がひとたび動揺すると銀行の貸し渋り・融資回収がおきて景況感が大幅に悪化し、③銀行システムを安定化するために巨額の財政負担（国民負担）が必要になったことを示している。

2. 信用秩序の動揺・破綻のメカニズム

以上の事例から信用秩序の動揺や破綻は、①内外経済環境の変化による銀行システムの不安定化、②個別銀行の経営破綻、③銀行システム全体の動揺という3つの段階を経て進行することが明らかである（図表5）。⁹⁾

図表5 信用秩序の動揺・破綻のメカニズムと防止策



(出典) 木下正俊 (1985) 「銀行経営と信用秩序」日本銀行金融研究所『金融研究』第4巻第2号, p.53より作成。

第1の「内外経済環境の変化」は金融自由化・国際化，早期是正措置の導入等の「金融環境の変化」と，不況や地価・株価の下落等の「実体経済の変化」とを含む。第2に，これらの環境変化は不良債権や収益力の低下を生み出して銀行経営を不安定化し，個別銀行の経営破綻を引き起こす。第3に，個別銀行の経営破綻は預金者，株主，機関投資家等の不安心理を増幅し，経営不振銀行を中心に①預金の流出，②格付けの引き下げ，③株価の大幅下落，④銀行間市場からの資金調達不能等を誘発し，最悪の場合，健全銀行を含む銀行の連鎖破綻を引き起こす。¹⁰⁾

そのため上記メカニズムの各段階において信用秩序の動揺や破綻を防止する信用秩序維持手段が用意されている(図表6)。すなわち，不況やインフレ等の実体経済の変化に対しては，金融・財政政策等によりその安定化を図ることができる。また個別銀行の経営に対しては，経営内容のディスクロージャーや金融当局の検査・考査等により破綻を未然に防止できる。さらに仮に個別銀行の破綻が発生したとしても，中央銀行貸出や預金保険等によりその

影響が銀行システム全体に波及するのを防ぐことができる。しかし、これら各段階が防止装置が欠如していたり機能が不十分であれば、上記のメカニズムが進行して信用秩序が動揺し、最悪の場合、信用秩序の破綻にまで行き着いてしまう。¹¹⁾

そして、ひとたび信用秩序が動揺したり破綻すると、実体経済に悪影響があるばかりでなく、銀行システムの安定を回復するために巨額の財政負担(国民負担)が必要となる。

図表 6 わが国における信用秩序維持手段

マクロ経済の安定化政策	個別銀行の経営破綻防止策	銀行システムの安定化策
◎インフレ、不況等を除去するための金融・財政政策	◎早期是正措置 ◎経営内容のディスクロージャー（情報開示） ◎検査・考査 ・経営諸比率規制 ・相互援助 ・日本銀行貸出	・相互援助 ◎日本銀行貸出 ◎預金保険制度

(注) 1. 早期是正措置は1998年4月より導入の予定。

2. ◎印は各段階において柱になる手段。

(出典) 木下正俊(1985)「銀行経営と信用秩序」日本銀行金融研究所『金融研究』第4巻第2号, p.59第5表を加筆修正。

3. 個別銀行の破綻防止策と銀行システムの安定化策

つぎに97年11月の信用秩序動揺を踏まえて、現在備えられている（実施予定を含む）個別銀行の破綻防止策と銀行システムの安定化策について検討・評価してみよう。

(1) 早期是正措置

金融機関の経営破綻を未然に防止するため、1998年4月より自己資本比率が一定の基準を下回った金融機関（経営悪化金融機関）には監督当局が業務改善などを命令できる「早期是正措置」が導入される。

早期是正措置はあらかじめ公表された発動基準（自己資本比率）を下回る程度に応じて、①経営改善計画の作成・実施命令、②個別措置の実施命令、③業務停止命令と段階的に厳しくなる（図表7）。

図表7 早期是正措置の概要

区分	自己資本比率		措置の内容
	現行の国際統一基準	修正国内基準	
1	8%未満	4%未満	経営改善計画の作成及びその実施命令
2	4%未満	2%未満	増資計画の策定、総資産の増加抑制・圧縮、新規業務への進出禁止、既存業務の縮小、店舗の新設禁止・既存店の縮小、子会社・海外現法の業容の縮小・新規設立の禁止、配当支払の抑制・禁止、役員賞与等の抑制、高金利預金の抑制・禁止等の命令
3	0%未満	0%未満	業務の一部または全部の停止命令 但し、以下の場合には第2区分の措置を講ずることができる。 ①金融機関の含み益を加えた純資産価値が正の値である場合。 ②含み益を加えた純資産価値が負の値であっても i) それまでの経営改善計画や個別措置の実施状況と今後の実現可能性、ii) 業務収支率等収益率の状況、iii) 不良債権比率の状況、等を総合的に勘案の上、明らかに純資産価値が正の値となる見込みがある場合。 なお、同区分に属さない金融機関であっても、含み損を加えた純資産価値が負の値である場合や、負の値となることが明らかに予想される場合には、業務停止命令を発出することがありうる。

(注) 1. 全ての金融機関に対し、流動性不足等を原因とする業務停止命令(銀行法第26条第1項、第27条)を発出することがありうる。

2. 制度の導入時に第2区分又は第3区分に該当する金融機関であっても、当該金融機関が既に合理的と認められる経営改善計画を策定し、同計画が比較的短期間で確実に達成できると見込まれる場合は、当該金融機関の属する区分より上の区分の措置を講ずることができる。

(出典) 早期是正措置に関する検討会(1996)「中間とりまとめ」全国銀行協会連合会「金融」1997.2。

この場合、海外に営業拠点を有する金融機関(国際統一基準採用金融機関)には自己資本比率として「国際統一基準」が適用され、海外に営業拠点を有さない金融機関(修正国内基準採用金融機関)には「修正国内基準」が適用

される（図表8，図表9）。

図表8 自己資本比率（国際統一基準）

<p>1. 基本的フレームワーク</p> <p>対象はG-10およびルクセンブルクの国際業務を営む銀行。 オフバランス取引を含む連結ベースでのリスク・アセット・レシオ。</p> $\text{リスク・アセット・レシオ} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスク・アセット総額}^*}$ <p>*リスク・アセット総額 = リスク・ウエイトによる加重総資産 = オンバランス資産リスク・アセット + オフバランス資産リスク・アセット</p>											
<p>2. 自己資本の定義</p> <p>自己資本 = Tier I + Tier II - 控除項目</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; border: none;"> <p style="text-align: center;">（コアとなる資本で） 無制限算入</p> </td> <td style="width: 33%; border: none;"> <p style="text-align: center;">（その他の資本で） Tier Iと同額 まで算入</p> </td> <td style="width: 33%; border: none;"></td> </tr> </table> <p>Tier I : 資本金，公表準備金等</p> <p>Tier II : 貸倒引当金（リスク・アセットの1.25%まで） 有価証券含み益（45%が算入対象） 永久劣後債 期限付劣後債（Tier Iの50%が限度） 転換義務付証書等</p> <p>控除 : 営業権相当額（Tier Iから控除） 非連結金融子会社への出資（総自己資本から控除。なお，リスク・アセットにも不算入） 資本の持ち合い分控除は各国当局の裁量</p>		<p style="text-align: center;">（コアとなる資本で） 無制限算入</p>	<p style="text-align: center;">（その他の資本で） Tier Iと同額 まで算入</p>								
<p style="text-align: center;">（コアとなる資本で） 無制限算入</p>	<p style="text-align: center;">（その他の資本で） Tier Iと同額 まで算入</p>										
<p>3. リスク・アセット</p> <p>(1)算出方法</p> <p>オンバランス資産 リスク・アセット = 資産額 × 資産カテゴリー別リスク・ウエイト</p> <p>オフバランス資産 リスク・アセット = 信用リスク相当額（取引額 × 掛目*） - 資産カテゴリー別リスク・ウエイト</p> <p>*掛目は100%（債務保証等），50%（NIF，RUF等），20%（貿易関連信用状等），0%（1年以内のコミットメント等）の4段階。なお，金利・外為関連取引（スワップ等）については信用リスク相当額を別途算出。</p> <p>(2)資産カテゴリー別リスク・ウエイト</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金，国債</td> <td style="width: 20%;">: 0%</td> </tr> <tr> <td>政府関係機関向け貸出</td> <td>: 20%</td> </tr> <tr> <td>OECD諸国の銀行の保証付き債権</td> <td>: 20%</td> </tr> <tr> <td>住宅ローン</td> <td>: 50%</td> </tr> <tr> <td>その他一般向け債権，営業用不動産</td> <td>: 100%</td> </tr> </table>		現金，国債	: 0%	政府関係機関向け貸出	: 20%	OECD諸国の銀行の保証付き債権	: 20%	住宅ローン	: 50%	その他一般向け債権，営業用不動産	: 100%
現金，国債	: 0%										
政府関係機関向け貸出	: 20%										
OECD諸国の銀行の保証付き債権	: 20%										
住宅ローン	: 50%										
その他一般向け債権，営業用不動産	: 100%										

（出典）日本銀行金融研究所（1995）『新版わが国の金融制度』日本信用調査㈱出版部，pp131-132，全国銀行協会連合会調査部編（1993）『図説わが国の銀行』財経詳報社，p.197より作成。

図表9 自己資本比率（修正国内基準）

1. 基本的フレームワーク 単体ベースでのリスク・アセット・レシオ リスク・アセット・レシオ = $\frac{\text{自己資本}}{\text{リスク・アセット総額}}$
2. 自己資本 自己資本 = ① + ② + ③ + ④ ① 資本勘定：資本金，資本準備金，利益準備金，任意積立金，次期繰越利益金 ② 諸引当金勘定 （注）詳細未定。国際統一基準では貸倒引当金のみ算入。 ③ 税効果相当額 ④ 負債性資本 （注）劣後ローン等
3. リスク・アセット 国際統一基準と同一のリスクウエイトを採用するリスク・アセット方式 （含むオフバランス取引項目） 単体ベース

（出典）地銀協業務管理部：北島（1997）「早期是正措置の概要および地銀の課題」全国地方銀行協会『地銀協月報』'97/2，p.27。

早期是正措置が導入されると、自己資本比率の低い金融機関は自己資本比率の分子の増強策や分母の削減策を進めることにより、発動基準を上回る自己資本比率を確保するよう強制される（図表10）。

図表10 自己資本比率引き上げ策

自己資本比率の分子の増加策	<ul style="list-style-type: none"> ・内部留保の増大 ・増資 ・配当の制限 ・劣後ローンの取り入れ ・劣後債の発行
自己資本比率の分母の削減策	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク・ウエイトの高い資産の圧縮 店舗の統廃合 遊休不動産の売却 企業向け貸出の圧縮

（出典）日経金融新聞 96年8月27日を加筆修正。

基準の達成が困難な国際基準適用行については、海外から撤退して修正国内基準適用行になることにより、基準となる自己資本比率そのものを8%から4%に引き下げて、基準をクリアーする方法もある。

このような早期是正措置については、自己資本比率が株価、為替相場、不良債権の動向により影響されることに注意すべきである。たとえば、①「株

安」は株式含み益の減少、株式評価損の発生による自己資本の減少を通じて自己資本比率を低下させ、②「円安」は円換算での海外資産の増加によるリスクアセット総額の増加を通じて自己資本比率を低下させ、③「不良債権の増加」は貸出金償却の増加、債権償却特別勘定の積み増しによる自己資本の減少を通じて自己資本比率を低下させる。

信用秩序が動揺した97年11月以降、これらのことが顕在化し、自己資本比率が早期是正措置の発動基準を割り込むおそれのある銀行が続出した。しかし銀行の信用度が極度に低下したため、増資を含む自己資本比率の分子の増強はきわめて困難であった。その結果、銀行は自己資本比率の分母を削減せざるを得なくなり、貸し渋り・融資回収へと追い込まれた。それは企業倒産と不良債権の増加を通じて銀行の信用度を一段と低下させ、銀行システム全体の動揺を増幅させる懸念を引き起こした。

このように早期是正措置は、貸し渋りと融資回収を通じてその目的とは反対に銀行システム全体を動揺させる副作用をもつ。97年11月以降にこうした副作用が現実には起きたとみられる。

つぎに、信用秩序の動揺や破綻は起きていないが、経済は不況というより一般的な場合について考えてみよう。このような場合には企業の業績が低下し、倒産も増加するため、株安と不良債権の増加が起きる。そのため、不況→株安・不良債権の増加→自己資本比率の低下→貸し渋り・融資回収→より一層の不況という“負の連鎖”により、早期是正措置は不況を増幅する副作用をもつ。

大蔵省は97年12月にこのような「貸し渋り」への対応として、①国内基準適用行について、経営改善計画により1年以内に自己資本比率4%以上を達成することが確実と認められる場合は、是正措置命令の発出を1年間猶予する、②現在低価法のみとなっている金融機関の保有する上場株式の評価法を原価法、低価法の選択制とする等を決めた。¹²⁾

早期是正措置には以上のような副作用があり、米国においても早期是正措置の評価が定まっていない¹³⁾ことを考慮すると、制度導入後も実施状況を踏まえて制度全般を見直してゆく必要がある。

(2) 経営内容のディスクロージャー

経営内容のディスクロージャー（情報開示）は、自己資本比率や不良債権額等の経営情報を開示することにより、経営の健全性が預金者や投資家等に分かるようにして、銀行が経営の健全化を進めざるをえないように仕向けるものである（市場の監視機能の発揮）。

情報開示はディスクロージャー誌（銀行法第21条に基づき、各銀行が営業年度ごとに作成しなければならない預金者向けの経営内容公開冊子）や有価証券報告書（証券取引法第24条に基づき、上場会社等が大蔵省に提出する投資家向けの経営内容報告書）で行われるが、全国銀行のディスクロージャー誌では全銀協統一開示基準（業界の自主ルール）に示された76項目が情報開示されている（図表11）。

図表11 全銀協統一開示基準（1996年3月末）

[概況・組織]	41財形貯蓄残高
1 経営方針	42資金調達原価
2 組織	[資金運用]
3 役員一覧	43貸出金残高
4 従業員の状況	44中小企業向貸出
5 店舗一覧	45貸出金業種別内訳
6 自動機器設置状況	46貸出金使途別内訳
7 関連会社	47貸出金担保別内訳
8 子会社情報	48消費者ローン・住宅ローン残高
9 大株主一覧	49貸倒引当金内訳
10 株式所有者別内訳	50貸出金償却額
11 資本金	51特定海外債権残高
12 業績	52破綻先債権額
13 配当政策	53延滞債権額
[経理・経営内容]	54金利減免等債権額
14 主要な経営指標の推移	55経営支援先に対する債権額
15 貸借対照表	56保有有価証券残高
16 損益計算書	57資金運用利回り
17 利益金処分計算書	[証券業務]
18 自己資本比率	58公共債引受額
19 粗利益	59公共債窓販実績
20 業務純益	60公共債ディーリング実績
21 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	[国際業務]
22 受取利息・支払利息の分析	61外国為替取扱高
23 役務取引の状況	62外貨建資産残高
24 その他業務純益の内訳	[その他業務]
25 営業経費の内訳	63手数料一覧
26 有価証券の時価情報	64内国為替取扱実績

27 オフバランス取引情報	[連結情報]
28 先物取引の時価情報	65 連結貸借対照表
29 オプション取引の時価情報	66 連結損益計算書
30 利益率	67 連結剰余金計算書
31 総資金利鞘	68 連結決算セグメント情報
32 従業員 1 人当り預金残高	[その他]
33 1 店舗当り預金残高	69 沿革・歩み
34 預貸率	70 業務の案内
35 預証率	71 商品・サービスの案内
36 従業員 1 人当り貸出金残高	72 商品利用に当たっての留意事項
37 1 店舗当り貸出金残高	73 貸出運営についての考え方
38 リスク管理情報	74 社会的責任と貢献活動
[資金調達]	75 トピックス
39 預金科目別残高	76 当行の考え方
40 預金者別残高	

(出典) 全国銀行協会連合会業務部 (1996) 『超入門! 銀行のディスクロージャー』'96年度版, 全国銀行協会連合会。

経営内容のディスクロージャーが期待される機能を発揮するためには、「適切な開示基準」を定めることにより、経営実態が外部からよく見えるようにすることが重要である。現在のところ、不良債権の開示範囲が米国基準に比べて狭いという批判があり、不良債権の開示範囲の拡大を求める声が多い。¹⁴⁾

情報開示については「わかりやすさ」と「速報性」も重要である。ディスクロージャー誌には年に1度、前年度の計数が幅広く掲載されるので、毎日報道される「株価」や状況に応じて変更される「格付け会社の格付け」に比べると、一般の預金者にはわかりにくく、速報性も低いという限界がある。

(3) 検査・考査

大蔵省は銀行法等に規定されている大蔵大臣の検査権限に基づき、①金融機関経営の健全性維持、②公共的機能の発揮、③公正な業務運営の確保がはかられているかどうかを実地調査する検査(抜き打ち検査)を行っている。¹⁵⁾

具体的には2～4年に1度の頻度(業態により異なる)で個々の金融機関に直接赴いて、当該金融機関の資産内容¹⁶⁾、融資の審査管理体制¹⁷⁾、損益収支内容、内部事務管理体制¹⁸⁾、リスク管理体制等をチェックすることにより、経営実態を的確に把握するよう努めている(図表12)。

図表12 大蔵検査（定例検査実績）

	1995年度末 現在数	1995年度	
		実績	実施率%
都市銀行	11	4	36
長期信用銀行	3	-	-
信託銀行	30	5	17
地方銀行	64	31	48
外国銀行	93	9	10
第二地方銀行	65	23	35
信用金庫	416	212	51

（出典）金融年報編集委員会『金融年報』平成8年版，p.267。

一方、日本銀行は信用制度の保持・育成という使命を達成するため、当座預金取引先金融機関との間で約定を締結したうえで、それらの金融機関の経営実態を2、3年に1度の頻度で実地に調査し、健全経営のための指導を行っている（予告をしておいた検査）¹⁹⁾。主な検査事項は資産内容、審査・管理体制、事務管理・運営体制、リスク管理体制等であり、問題点の早期発見・早期是正指導に努めている（図表13）。

図表13 日銀検査の流れ

1. 事前準備……検査先金融機関から提出を受けた資料や日頃から蓄積した情報等を基に、検査先の経営の概要、実地検査上のポイントについて検討。
2. 実地検査 (1)役員・部長面談……経営方針・課題ならびに各部の主要施策等を聴取、意見交換。 (2)資産査定……貸出、保有有価証券などの資産内容を健全性の観点からチェック。併せて審査・管理体制の整備状況等を調査。 (3)臨店調査……営業店に直接出向き、事務管理の状況、運営体制等を実地調査。 (4)一般調査……関係部署へのヒヤリング、実地調査を幅広く実施し、経営全般、リスク管理状況等の実態を把握。
3. 所見表明……検査結果の伝達。
4. フォローアップ……検査結果に基づき、検査先の問題点をフォローアップ。

（出典）武藤英二，白川方明（1993）『図説日本銀行』財経詳報社，p.211。

大蔵省検査は金融機関の健全性確保、預金者保護の観点から資産査定（回収不可能性又は価値毀損の危険性に基づく資産の分類）と法令違反の摘発を

重点に実施されるのに対し、日銀考査は決済システム維持の観点からマーケットリスク（金利リスク，価格変動リスク，為替リスク）に重点を置いているという違いがある。²⁰⁾

検査・考査は公的当局（大蔵省，日本銀行）による監視機能の発揮という意味を持ち，金融機関に健全経営を強制する手段として重要である。しかし，大蔵検査については，①検査の周期が固定化しているため，金融機関側が検査の実施時期を予測できる，②検査実施から結果を通知するまで100日を超える場合が約3割ある，③検査要員の不足（大蔵省の検査官は約570人で日銀の考査担当者約200人を加えても米国の約1/10である）等の問題がある。²¹⁾

(4) 経営諸比率規制

経営諸比率規制は銀行経営の健全性確保を通じて信用秩序の維持を図るため，銀行の経営諸比率について行政当局が目標基準を定めたものである。現在，①危険分散を狙いとした「大口信用供与規制」，②自己資本の充実を目的とした「自己資本比率規制」，③流動性確保を意図した「流動性資産比率規

図表14 経営諸比率規制（1994年3月末現在）

項目	基準率	
大口信用供与限度額 (イ)貸出金限度額	同一人に対する貸出金限度額 普通銀行	広義の自己資本の20%以内
(ロ)信用供与限度額	長期信用銀行及び信託銀行 同一人に対する信用供与限度額 普通銀行	広義の自己資本の30%以内 (貸出金+その他信用供与) 広義の自己資本の30%程度以内
	長期信用銀行及び信託銀行	広義の自己資本の38%程度以内
自己資本比率 ²²⁾ (イ)国際統一基準	海外営業拠点を有する銀行	自己資本/リスクアセットを8%以上
(ロ)国内基準	海外営業拠点を有しない銀行	自己資本/総資産を4%以上
流動性資産比率	流動性資産 ²³⁾ 期中平均残高/預金及び譲渡性預金の期中平均残高を30%以上	
営業用不動産比率	期末営業用不動産/資本勘定（外部流出分を除く）を40%以下にすることを目標とする。40%超の場合でも原則として50%を限度とする。	

(注) 当期配当金/当期利益金を40%以内に抑制する配当性向規制は97年7月31日づけで廃止されている。

(出典) 日本銀行金融研究所（1995）『新版わが国の金融制度』日本信用調査(株)出版部，p.322より抜粋。

図表15 自己資本比率（国内基準）

1. 基本的フレームワーク
自己資本比率 = $\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産}} \geq 4\%$
2. 自己資本
自己資本 = ① + ② + ③
①資本勘定：資本金，資本準備金，利益準備金，任意積立金，次期繰越利益金
②諸引当金勘定：貸倒引当金，退職給与引当金，その他の引当金
③税効果相当額
3. 総資産
総資産平均残高
単体ベース

(出典) 地銀協業務管理部：北島（1997）「早期是正措置の概要および地銀の課題」全国地方銀行協会『地銀協月報』'97/2, p.27。

制]，④営業用不動産への過大投資を防止するための「営業用不動産比率規制」が実施されている（図表14，図表15）。

これらの規制は銀行経営の健全性を強制する手段として公平かつ客観的であるという点で望ましい手段と考えられるが，①自己資本比率規制の国内基準は分子に劣後債務を算入しておらず，分母にリスク・アセットの考え方を採用していないため経営健全性の指標として十分でない，²⁴⁾②流動性資産比率規制はコールマネー等の短期金融市場負債を考慮していないため流動性リスクを把握する指標として十分でない²⁵⁾等の問題ある。

なお，早期是正措置の運用開始（98年4月）に伴い，通達行政を極力縮小・廃止する観点から，98年上期中に流動性資産比率規制と営業用不動産比率規制は廃止される予定である。²⁶⁾

(5) 相互援助

第二地銀，信用金庫，信用組合等の下位業態は，業態ごとに経営不振の金融機関やこうした金融機関と合併等を行う金融機関に再建・支援資金の融資等を行う相互援助制度を設けている（図表16）。

この制度は，経営危機の金融機関を業態の資金負担で自主的に救済することにより業態の信用を維持することを目的としており，預金保険制度による

図表16 相互援助制度の概要

	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
名称	第二地方銀行協会会員行相互保障協定	信用金庫相互援助資金協定	全国信用組合基金機構
設置	1955年3月	1971年10月	1969年7月
基金額	1,436億円	2,351億円	768億円
分担方法	預金の一定割合の金融債を代表幹事行に預託	年度末預金残高の0.25%を全信連1年定期預入(毎年10月)	2・8月の支払準備金の1000分の1.25%を全信組連1年定期に預入。
支援方法	金融債担保の低利融資(融資実行は長信銀)により流動性を供給。	全信連が同額を再預託して差額(1.35%)を支援資金に充当。	預入金利を低くして1年定期金利の差額(1%)を支援資金に充当。
改善策	預託債券の50%までは常時借入可能に。緊急融資枠も拠出額の20倍に拡大(96年3月実施)	新規支援資金600億円確保のため基金残高拡充か利ザヤ拡大の方向で検討中。	基金残高を99年度末までに1,000億円に拡大(95年2月決定)。従来は800億円。

- (注) 1. 基金額は96年3月末現在。
 2. 第二地銀の基金額は金融債の預託額合計。
 3. 信金の年度末預金は預金・積金の合計額で譲渡性預金を除く。信金は資産買収や債務保証などの方法による支援も可能。
 4. 信組の支払準備金とは要求払い預金の30%、定期性預金の10%の合計額。

(出典) ニッキン 96年6月14日

資金援助の前段階的措置として使えば「経営破綻の未然防止」に役立つ。しかし、①財源規模が小さいため破綻防止に十分でなかった、②預金保険料も払うため相互援助制度の分担金が個別金融機関にとって2重負担になるという問題があり、制度そのものが曲がり角を迎えている。²⁷⁾

(6) 日本銀行貸出

日本銀行が金融機関向けに実施する貸出には、①国債などを担保として実施する貸出(日銀法20条に基づく貸出)と、②信用秩序の維持のために無担保で実施する貸出(日銀法第25条に基づく貸出であり、一般には日銀特融と呼ばれている)があり、近年の貸出状況は次のとおりである(図表17)。

図表17 日本銀行貸出（単位：億円）

年月	日銀貸出	日銀特融	特融のシェア %	年月	日銀貸出	日銀特融	特融のシェア %
92年12月	2,184	-	-	96年1月	16,170	9,210	57.0
93年12月	60,700	-	-	2	16,558	9,820	59.3
94年12月	59,917	-	-	3	15,133	8,180	54.1
95年1月	43,149	-	-	4	17,431	8,520	48.9
2	35,549	-	-	5	17,805	8,870	49.8
3	43,960	-	-	6	18,303	9,200	50.3
4	26,800	-	-	7	18,684	9,760	52.2
5	21,259	-	-	8	19,117	10,130	53.0
6	16,361	-	-	9	17,852	10,165	56.9
7	8,371	-	-	10	17,939	10,185	56.8
8	14,339	-	-	11	19,076	11,285	59.2
9	19,986	9,400	47.0	12	19,834	12,090	61.0
10	20,750	10,650	51.3	97年1月	19,870	12,215	61.5
11	22,732	11,730	51.6	2	10,840	3,230	29.8
12	23,905	12,530	52.4	3	10,872	3,340	30.7

(注) 1. 日銀特融の金額は95年9月分から公表されるようになった。

2. 97年2月木津信用組が整理回収銀行へ事業を譲渡したのに伴い、同組合向け特融を全額回収。

3. 97年10月末の特融残高は3,625億円であったが、信用秩序が動揺した11月末には過去最高の38,215億円に達している。

(出典) 日本銀行『経済統計月報』, 成田淳司(1997)「金利自由化後の金融政策」金融学会春季大会レジュメより作成。

日銀は従来、日銀法20条に基づく貸出を機動的な金融調節手段として利用してきたが、95年7月より「短期金融市場で資金を調達できない金融機関へ資金繰り支援貸出として実施する」という方針に転換している。²⁸⁾このばあい、貸出の対象となる金融機関は経営の健全な金融機関であり、健全性に問題がある金融機関を救済・温存するために貸し出さないことにしている。

一方、日銀法25条に基づく貸出(日銀特融)は、①システミックリスク(連鎖的な決済不能リスク)が顕在化する恐れがあること、②日銀関与が必要不可欠であること、③モラルハザード(倫理の欠如)防止の観点から破綻金融機関の経営者、株主・出資者など関係者の責任が十分追求されること、④日銀自身の財務の健全性に配慮することを特融の発動の4条件として、破綻金融機関への“つなぎ融資”として実施されている。²⁹⁾95年以降特融の実施は増加しており、最近では北海道拓殖銀行、山一証券、徳陽シティ銀行などに融

資している（図表18）。

図表18 1965年以降の日銀法25条に基づく特融，出資の実施状況（単位：億円）

対象機関	発動時期	金額	返済	形態
①山一証券	65年6月 ～7月	282	69年9月	富士銀行ほか2行に対する貸出
②大井証券	65年7月 ～8月	53	69年7月	三井信託銀行ほか1行に対し貸出
③整理回収銀行	95年1月	200	(出資)	出資
④コスモ信組	95年8月	未公表	96年3月	全国信用協同組合連合会に貸出
⑤木津信組	8月	未公表	97年2月	全国信用協同組合連合会に貸出
⑥兵庫銀行	8月	未公表	96年1月	貸出
⑦みどり銀行	96年1月	1,100	2006年予定	10年間の劣後ローン
⑧新金融安定化基金	10月	1,000	業務終了時	資金拋出
⑨阪和銀行	11月	未公表	未定	貸出
⑩京都共栄銀行	97年10月	未公表	未定	貸出
⑪北海道拓殖銀行	11月	約22,000	未定	貸出
⑫山一証券	11月	約11,000	未定	富士銀行に対する貸出
⑬徳陽シティ銀行	11月	未公表	未定	貸出

(注) 北海道拓殖銀行と山一証券向け特融の残高は97年11月末の数字である。

(出典) ニッキン 97年11月21日，日本経済新聞 97年12月2日，12月27日より作成。

個別金融機関の資金繰りが困難になった場合や経営が破綻した場合に，緊急に貸出を実施して危機を回避できるものは銀行券を発行し，これを貸し付けることができる中央銀行（日本銀行）しかいない。これを中央銀行の「最後の貸し手」機能と呼んでいる。この場合，日銀はあくまでも貸し手であり，日銀貸出は返済されることが前提となっているため，破綻金融機関の損失の穴埋めに使われることはない。

日銀貸出は信用秩序維持という任務に対して機動的かつ弾力的に対応できるという長所があるが，有担保貸出については“担保の限界が貸出の限界”という制約がある。そのため，金融システム安定化策の一環として，現在，担保範囲の拡大が検討されている。³⁰⁾

(7) 預金保険制度

預金保険制度は預金者等の保護を図るため，預金を取り扱う金融機関から保険料を徴求し，金融機関が預金の払い戻しを停止した場合に，①預金者へ保

① 破綻金融機関の支払い(ペイオフ), ② 預金者から預金債権の買い取り, ③ 破綻金融機関について合併等を行う金融機関(救済金融機関)へ資金援助すること等を目的としている。³¹⁾わが国では, 預金保険法に基づき1971年7月に預金保険制度の運営にあたる特別法人として「預金保険機構」が設立されている(図表19)。

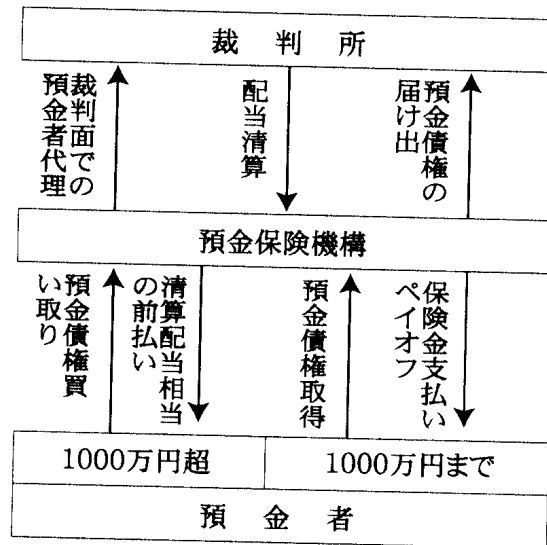
図表19 預金保険機構の概要

設立年月	1971年7月
目的	預金者保護を通じての信用秩序維持。
資本金と出資者	資本金は4億5千万円。政府, 日本銀行, 民間金融機関がそれぞれ1億5千万円を出資。
対象金融機関 および加入方式	都銀, 地銀, 第二地銀, 信託銀行, 長期信用, 信用金庫, 信用組合, 労働金庫(在日外銀を除く)。強制加入である。
対象預金	預金, 定期積金, 掛金, 元本補填契約のある金銭信託(ただし, 外貨預金, 金融機関預金, 譲渡性預金, オフショア預金勘定, 国・地方公共団体預金等を除く)。
保険金支払い (ペイオフ)・預 金債権買い取り	1預金者あたり1000万円までの預金元本の払い戻し(ペイオフ)がある。さらに1000万円超の部分も預金保険機構に請求すると破綻金融機関を清算した場合の見込み配当率で買い取ってもらえる。
保険料	保険対象預金の0.048%(一般保険料)。96年以後5年間の時限措置として特別保険料0.036%を徴収。
資金援助機能等	破綻金融機関(業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払い戻しを停止するおそれのある金融機関, または預金等の払い戻しを停止した金融機関)の吸収合併等を行う救済金融機関に対する資金援助(貸付, 金銭贈与, 資産買取等)を行う。不振銀行同士が新設合併する場合や不振銀行を含む3行以上の銀行が新設合併する場合に不良債権を買い取る。
その他	農協, 漁協等は別途農水産業協同組合貯金保険機構を構成。

(出典) 日本銀行金融研究所(1995)『新版わが国の金融制度』p126, 日本経済新聞97年12月13日より作成。

預金保険機構による保険金支払い(ペイオフ)は1預金者当たり1000万円までの元本部分であるが, 1000万円超の部分についても預金者が請求すると, 預金保険機構がペイオフの実施と同時に破綻金融機関を清算した場合の見込

図表20 破綻処理での保険金支払いと債権買い取り

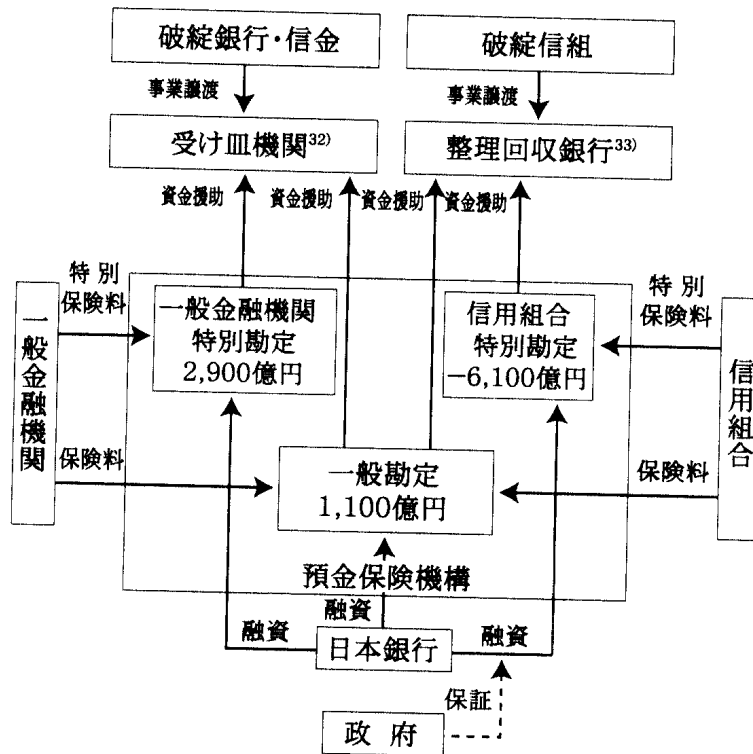


(出典) 日経金融新聞 96年6月14日

み配当率（概算払い率）で買い取ることになっている（図表20）。

これまでのところ、保険金支払いや預金債権買い取りの事例は発生しておらず、預金保険機構はもっぱら救済金融機関へ資金援助（貸付、金銭贈与、

図表21 破綻処理での資金援助



- (注) 1. 一般勘定は預金の払い戻し(ペイオフ)費用を上限に資金援助を行う。特別勘定はペイオフ費用を超える資金援助にあてる。
 特別勘定は2000年度末に清算される。一般勘定は日銀から1兆円まで、特別勘定は一般、信組合わせて1兆円まで日銀などから借入ができる。このうち信用組合特別勘定の借入には政府が債務保証をつけることができる。
2. 預金保険の収支状況は97年11月末の計数。
3. 保険料は年4,620億円で、2000年度までに1兆3千億円の保険料収入の見込み。
- (出典) 日経金融新聞 96年6月6日, 日本経済新聞 97年11月26日, 97年12月2日。

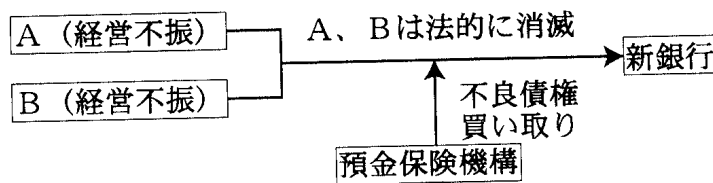
資産買取等)を行うことにより預金者の保護を図っている(図表21)。

預金保険制度は預金者を保護することにより、無用の預金取り付けを防止するという効果をもつとともに、中央銀行貸出に比べ発動の条件が客観的であるという長所も備えている。³⁴⁾

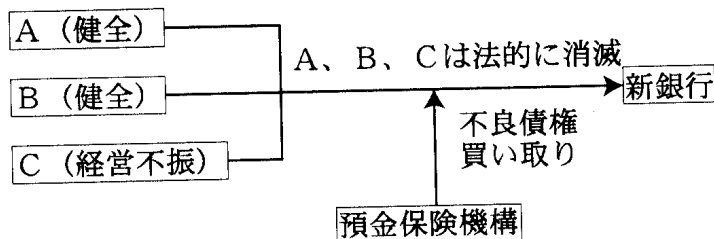
しかし現行制度には、①破綻後に処理するため損失負担が増大する、②金融機関の破綻で取引先も連鎖破綻する等の制度上の不備が残されていた。³⁵⁾そのため、大蔵大臣(金融監督庁発足後は監督庁長官)に経営が悪化した銀行同士の新設合併を斡旋する権限を与えて預金保険機構による資金援助を認めることを柱とする預金保険法の改正(97年12月12日)が行われた。この改

図表22 新たに追加された資金援助方式

- ・不振銀行同士の新設合併(2001年3月末まで)



- ・不振銀行を含む新設合併(恒久措置)



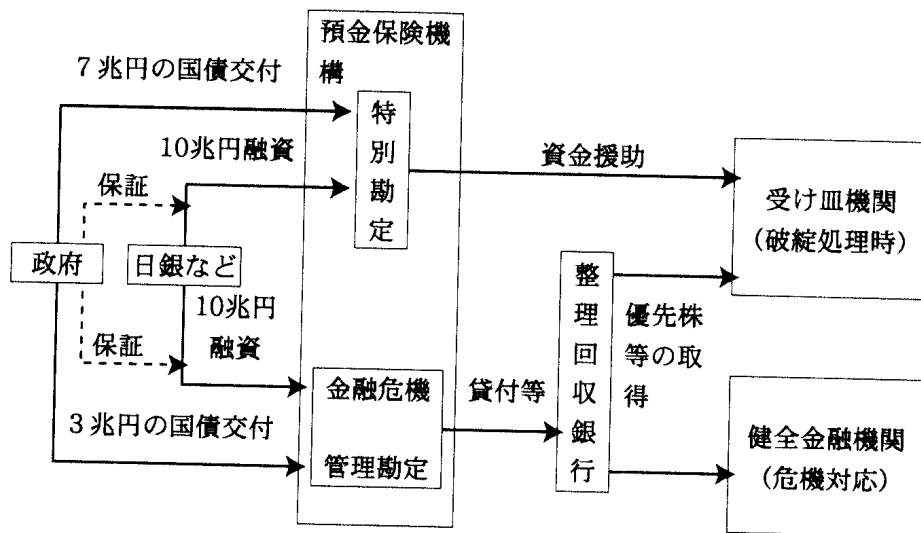
(出典) 日本経済新聞97年10月9日, 12月13日。

正により、これまでの方式に加え、新たに経営不振銀行同士の新設合併や3行以上の合併にも資金援助を行う方式が追加された(図表22)。

それにもかかわらず信用秩序の動揺激化とともに、預金保険機構の財源強化と、金融機関の自己資本増強が信用秩序安定のために必要という意見が急速に広まった。そのため政府・自民党は、2001年3月末までの時限措置として、①預金保険機構に「金融危機管理勘定」を設け、金融機関の優先株等を買入れることにより、金融機関の自己資本充実支援を行う、②預金保険機構に10兆円(特別勘定に7兆円、金融危機管理勘定に3兆円)の国債を交付し、20兆円の政府保証付き借入枠(特別勘定に10兆円、金融危機管理勘定に10兆円)を設けるとする法案の提出を決めた。

これにより新法が成立すれば預金保険機構の特別勘定の財源が17兆円強化されるほか、「金融危機管理勘定」が優先株や劣後債を買取ることにより金

図表23 預金保険機構の財源強化策と金融機関の自己資本充実支援策(2001年3月末まで)



- (注) 1. 特別勘定に交付される国債7兆円は、特別勘定で損失が出た場合の穴埋め財源になる。
 2. 金融機関危機管理勘定は優先株、劣後債、劣後ローン、信用組合などの出資証券の取得による金融機関の自己資本増強支援を行う。購入資金は10兆円を限度に日銀などから政府保証付きで借りる。損失が出れば交付された3兆円の国債を現金化して穴埋めする。購入は金融機関からの申請を受けて決める。
 3. 日銀などからの特別勘定の借入枠を1兆円から10兆円に拡大し、信用組合特別勘定だけが対象になっている政府の債務保証を一般金融機関特別勘定にも広げる。
 4. 優先株等の取得は整理回収銀行に委託する。

(出典) 日本経済新聞 97年12月25日、98年1月8日を加筆修正。

融機関の自己資本の充実を支援できることになった（図表23）。

自己資本の充実支援策は、①破綻金融機関の事業を継承する受け皿金融機関を見つけやすくし、②銀行の貸し渋りを防ぐために不可欠である。しかし、支援を受ければ経営責任を問われる等支援を申請しにくい条件がついていれば自己資本充実支援が円滑に進まないほか、仮に自己資本の充実ができたとしても信用秩序動揺時には銀行が信用リスクや流動性リスクにきわめて過敏になるため、それだけでは貸し渋り対策として有効でない。

4. むすび

本稿では銀行の経営破綻とその影響、信用秩序の動揺・破綻のメカニズム、個別銀行の経営破綻防止策と銀行システム全体の動揺防止策について検討した。

信用秩序の動揺と破綻は、①内外経済環境の変化による銀行システムの不安定化、②個別銀行の経営破綻、③銀行システム全体への波及という3つの段階を経て進行する。今回の信用秩序動揺の原因として、資産インフレ（地価、株価の高騰）を防止できなかったというマクロ経済安定化政策の失敗、不況時における財政再建政策の強行、不良債権の処理が終わらない段階での早期是正措置の導入、預金保険制度の不備等を挙げるができる。

したがって信用秩序の維持ためには、本稿で取り上げた個別銀行の破綻防止策と銀行システムの安定化策の一層の整備・充実を図るだけでなく、資産インフレや不況を防止するとともに、銀行経営に及ぼす影響を慎重に配慮して金融制度改革を行うことが必要である。

注

1) 蔵相・日銀総裁談話は次のようであった（日本経済新聞 97年11月27日朝刊）。

①大蔵省、日本銀行は、11月24日の談話の中で、預金等の全額を保護するとともに、インターバンク取引等の安全を確保すること等について申し述べたところであるが、ここに改めて我々の決意を表明したい。

②金融システムは経済社会の根幹をなすものである。大蔵省、日本銀行は、その安定性の確保に万全を期したい。

- ③したがって、金融機関の預金その他の資金の払い出しについては、これが滞ることのないよう、大蔵省、日本銀行としては、潤沢かつ躊躇なく資金を供給する考えであり、国民の皆様におかれては、いたずらな風評に惑わされることなく、冷静な行動をとられるよう強く要望するものである。
- 2) 回収不能債権、累積損失等。
- 3) 資金援助は金銭の贈与、資金の貸付、資金の預入、資産の買い取り、債務の保証、債務の引受の方法により、合併等に不可欠な援助を行うものである。
- 4) 日経金融新聞 96年4月22日、日経金融新聞 96年8月27日、ニッキン 96年9月20日。
- 5) 金融恐慌の際に休業に陥った銀行（台湾銀行を除く）のその後の経過について1929年3月末の状態をみると以下のとおりである（日本銀行百年史編纂委員会(1983)pp. 217-218）。
- | | |
|---------------------|-----|
| イ. 単独で開業したもの | 13行 |
| うち | |
| その後他行に合併または買収されたもの | 3行 |
| その後解散または営業を廃止したもの | 2行 |
| 営業中のもの | 8行 |
| ロ. 他行へ合併または買収されたもの | 9行 |
| ハ. 解散または破産の宣告を受けたもの | 4行 |
| ニ. 休業中のもの | 5行 |
- 6) その要点は、給料・労賃の支払い、1日500円以下の銀行預金の支払い等を除き、私法上の金銭債務の支払いを21日間延期するというものであった（日本銀行百年史編纂委員会(1983)p.180）。
- 7) 日本銀行百年史編纂委員会(1983)pp.184-185。
- 8) 日本銀行百年史編纂委員会(1983)p.226。
- 9) この見方は木下正俊(1985)p.53に依拠する。
- 10) 木下正俊(1985)p.53に基づくが、97年の信用秩序動揺を踏まえて加筆修正している。
- 11) 木下正俊(1985)pp.53-55に依拠する。
- 12) 対策の全文は日経金融新聞 97年12月25日に掲載。
- 13) 早期是正措置に関する研究会(1996)p63。
- 14) たとえば、日本では利払いが6カ月以上滞ると開示対象になるが、米国では3カ月以上滞った段階で開示対象になる（日本経済新聞 97年12月6日朝刊）。
- 15) 金融年報編集委員会(1997)p.266。
- 16) 不良資産の実態把握。
- 17) 業務推進部門と審査部門の分離、審査管理部門の増員、企業格付制度の導入・充実、不動産担保評価の見直し、研修等による人材育成、債務者の実態把握、資金使途及び

- 返済財源の確認（金融年報編集委員会(1997)p.266）。
- 18) 事務取扱が適切に行われているかどうかの検査であり、本部検査、臨店指導、検査結果の業績表彰制度への組み入れ、検査トレーニー制度の導入、事務規定の見直し、相互牽制、各種研修の実施状況等が検査される。
 - 19) 武藤英二，白川方明(1993)p.210。なお、考査の対象となっている金融機関は都銀，長信銀，信託，地銀，第二地銀，在日外銀，日銀取引を行っている信用金庫，証券会社等である。
 - 20) ニッキン 97年9月12日。
 - 21) 総務庁の行政監察（日本経済新聞 97年12月21日）等による。
 - 22) 95年3月末現在で国内基準を適用している銀行は地銀で9行，第二地銀で53行である。都銀，長信銀，信託銀行は全行国際統一基準を適用している（金融年報編集委員会(1997)p.30）。国際統一基準の目標値が達成されない場合，当該銀行に対する国内外の評価や海外業務の展開に影響が生じる。一方，国内基準が達成されない場合特段の制裁はない（「中間とりまとめ」『地銀協月報』97/1，p.60）。
 - 23) 現金預け金，金銭の信託，コールローン，買入手形，買入金銭債権，有価証券，金融機関貸付金，銀行引受手形。
 - 24) 中間とりまとめ
 - 25) 蓮井明博（1986），p133。
 - 26) ニッキン 97年10月31日。
 - 27) ニッキン 96年6月14日。
 - 28) 方針転換の日付としては，95年7月説（日本経済新聞 97年11月27日）のほかに96年1月説（日経金融新聞 97年9月18日）がある。
 - 29) ニッキン 97年11月21日。日銀は96年6月にこの条件を提示している。
 - 30) 縁故地方債，資産担保証券が検討されている。日本経済新聞 97年11月28日。
 - 31) 金融年報編集委員会(1997)p.88。
 - 32) 破綻金融機関（信用組合を除く）から事業の譲渡を受ける金融機関。
 - 33) 経営が破綻した信用組合の事業を譲り受け，預金の払い戻しや不良債権の回収などを担当する銀行。事業期間は10年。旧東京協和・旧安全両信用組合の破綻処理のために95年1月に設立された「東京共同銀行」を改組する形で96年9月に発足。譲り受けの対象となる事業は預金，貸出金，店舗などの債権・債務や資産。譲り受ける際には信用組合ごとに債権回収や預金の払い戻しなどを担当する事業部を設ける（日本経済新聞 97年2月18日朝刊）。
 - 34) 木下正俊(1985)p.61。
 - 35) ニッキン 97年12月19日。

参考文献

- [1] 蓮井明博 (1986) 「銀行の健全性と公的規制・監督」日本銀行金融研究所『金融研究』第5巻第2号。
- [2] 木下正俊 (1985) 「銀行経営と信用秩序—金融自由化・国際化の下で—」日本銀行金融研究所『金融研究』第4巻第2号。
- [3] 黒田晁生 (1997) 『金融改革への指針』東洋経済新報社。
- [4] 武藤英二, 白川方明 (1993) 『図説日本銀行』財経詳報社。
- [5] 日本銀行百年史編纂委員会 (1983) 『日本銀行百年史』第3巻日本信用調査(株)出版部。
- [6] 翁 百合 (1993) 『銀行経営と信用秩序』東洋経済新報社。
- [7] 早期是正措置に関する研究会(1996) 「中間とりまとめ」全国地方銀行協会『地銀協月報』'97/1。
- [8] 全国地方銀行協会業務管理部 (1997) 「早期是正措置の概要および地銀の課題」全国地方銀行協会『地銀協月報』'97/2。